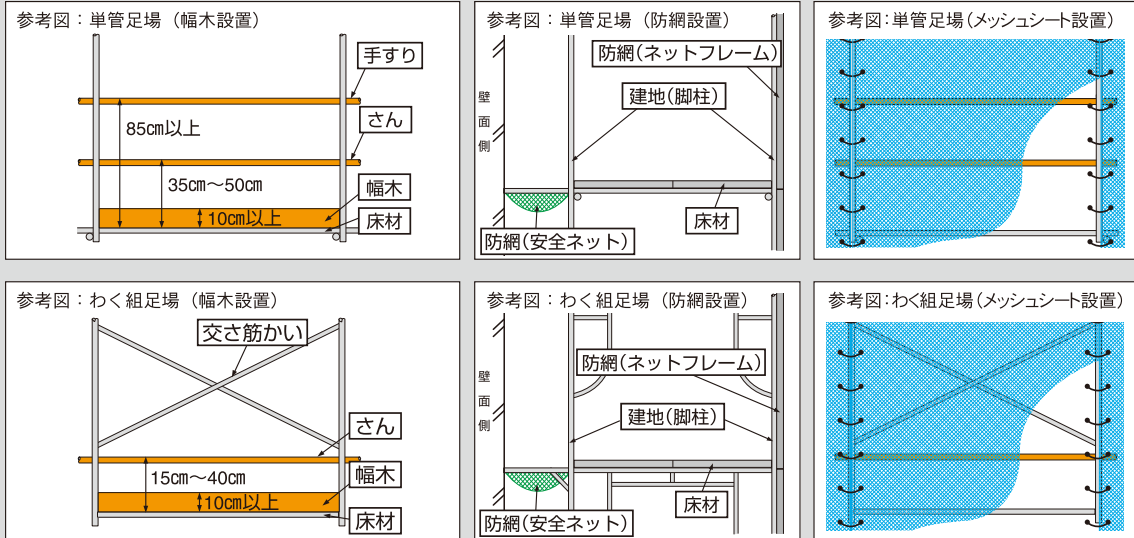


I. 物の落下防止関係

規則 幅木（高さ10cm以上）、防網又はメッシュシート等の設置。



II. 足場組立工法のあり方について

足場からの墜落防止措置に関する安衛則の改正ならびに安全衛生部長通達を踏まえ、労働基準局長通達により「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月1日 基発第0401012号）」を廃止し、新たに「手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月24日基発第0424001号）」を策定し、新規ガイドラインの採用の徹底を都道府県労働局に指示した。また、ガイドラインの適用対象は、足場の設置を必要とする建設工事の全て（造船は除く）であり、「足場先行工法」に用いる足場にも手すり先行工法の適用可能な部材が普及されたことから、これまで適用対象外であった『軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事』についても、手すり先行工法の適用対象としています。

III. 足場の安全点検について

1. 足場の組立・変更時点検の充実

規則

現行法令の通り、事業者または注文者（元請）に点検を義務付け、元請は、現場終了（竣工）まで、点検結果を記録し保存することを義務化しています。

部長通達及びガイドライン

点検の実施者については、原則、足場の組立等作業主任者、元方安全衛生管理者等（一・二級及び木造建築士、一・二級建築施工管理技士、一・二級土木施工管理技士、技術士等含む）であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している等（例えば全国仮設安全事業協同組合の仮設安全管理者特別教育受講者《仮設安全管理者》）十分な知識、経験を有する者を指名することと、当組合が認証した機材別チェックリストのように点検者の職氏名を記入できるようにした足場の種類・機材に応じたチェックリストを作成して点検を行うように指導する。

2. 作業開始前点検の義務化

規則

作業を行なう足場の部分について、新たにその日の作業を開始する前に点検することを義務化しています。

部長通達及びガイドライン

点検は、職長等当該足場を使用する労働者・責任者から指名。

※なお、上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの何れについても負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を公表するとともに、改正規則の施行後3年以内を目途に、今回の措置の充実の効果等を検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置が講じられます。但し、人命について著しい問題があった場合は、3年を待たずに、速やかに対処されます。

IV. その他

規則

足場と同様の墜落災害防止措置の規定がある架設通路及び作業構台についても、Ⅰ及びⅢと同様に、改正労働安全衛生規則ならびに安全衛生部長通達が適用されます。（但し、架設通路については、安全衛生部長通達で点検が要請されています。）